

# 平成14年第6回教育委員会記録

平成14年4月10日(水)

杉並区教育委員会

## 教育委員会記録

**日時** 平成14年4月10日(水) 午後2時05分～午後3時27分  
**場所** 教育委員会室

**出席委員** 委員長 丸田 頼一 委員長 宮坂 公夫  
職務代理者 安本 ゆみ  
委員 大藏 雄之助 委員  
教育長 與川 幸男

**欠席委員** (なし)

**出席説明員** 庶務課長 佐藤 博継 学校運営課長 佐野 宗昭  
学務課長 森 仁司 施設課長 小林 陽一  
指導室長 工藤 豊太  
社会教育 武笠 茂 中央図書館長 木下 亮子  
スポーツ課長 伊藤 俊雄 中央図書館長 杉田 治  
社会教育センター所長  
法規担当係長 石井 康宏  
**事務局職員** 庶務課係長 小今井 七洋 付主 査  
担当書記 野澤 雅己

**傍聴者数** 6名

### 会議に付した事件

(議案)

議案第50号 杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則  
議案第51号 杉並区教育委員会事務局総括係長の呼称に関する規程

(報告)

- (1) 今後の移動教室の実施方法について
- (2) 杉並区心身障害教育の今後のあり方を考える検討会の設置について
- (3) 教育委員会後援名義使用承認について
- (4) 杉並区文化財保護指導員の委嘱について
- (5) 区立図書館の臨時休館について

**委員長** 時間になりましたので、平成14年第6回杉並区教育委員会をただいまより開催させていただきます。新年度早々でございますが、新任の方もいらっしゃいます。どうぞよろしくお願いいたします。本日の署名委員は安本委員にお願いいたします。

今日は議案が2件と報告事項が5件です。

はじめに日程第1、議案第50号「杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を上程し、審議いたします。庶務課長から提案の説明をお願いします。

**庶務課長** それでは私のほうから、議案第50号「杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」について説明をいたします。まずこの主幹制度については、東京都が主任制度に関する検討委員会で検討を行ってきておりまして、最終報告が既に出されているわけですが、その中で現行の主任制度そのものについて監督権限を持っていないということ。あるいは1年ごとに選任されるということ。あるいは能力実証に基づく選考によらないということなどから、職務上の限界を抱えている。そういったような問題認識に至っておりまして、なおかつ、この主任制度そのものが国の制度だというようなところから、独自に東京都として職務権限を与えることはできないというようなところの中で、今回、法律に定める組織編成権に基づき、監督権限を持った新たな職である主幹を設置して教諭をもって当てることにしたというのが東京都でございます。東京都では14年3月8日の委員会で、これらの改正を行っているところです。

今回の主幹制度の主要な点を説明いたしますと、まず職責ということで、小学校については教務・総務・図書、それから研究に関する事項、生活指導・保健に関する事項、こういった事柄について教頭を補佐するとともに、教員等を指導監督するというようなことが、最終報告の中で述べられているわけです。

中学校につきましては、教務・総務、それから研究に関する事項、生活指導・保健に関する事項、それに加えて進路指導、小学校のほうとも重複しますが、図書に関する事項について教頭を補佐するということと、教諭等を指導監督する。そういった主幹の職責というものが報告書の中で明らかにされております。

主幹の任用管理の問題ですが、これらについては東京都の教育委員会が選考を行い、合格者を主幹級の職員として各学校に配置するということとございます。主幹の処遇ですが、これについては手当ではなく、給料として支給するということと、そのために教育職員給料表に新しい職務の級ということで、3級というのが教頭職でございまして、2級が教諭等となっているわけですが、その間に特2級を設置して、主幹として処遇する。そういったこととございます。

次に規則の中身ですが、3枚目に、管理運営に関する規則の新旧対照表がございまして、この中で主幹の設置ということで、第6条の3ということで、「小学校及び中学校に主幹を置く。ただし、

特別な事情があるときは主幹を置かないことができる。主幹は教諭または養護教諭をもって当てる」ということで、事務職員等については主幹の制度の中には入っていないということです。次に、「主幹は上司の命を受け、担当する校務を統括処理する」ということで、なおかつ「主幹は担当する校務に関する事項について、教頭を補佐し、他の教員を監督する」と。服務監督権をこの中で規定しております。

それから主幹はということで、教務主任、生活指導主任等、以下を省略してご説明しますが、兼務するという規定もこの中で出しております。6として「主幹の担当する校務の範囲は委員会が別に定める基準に基づき、校長が決定する」ということで改正を今回しているものでございます。提案理由ということで、主幹職を設置するため、規定を整備する必要があるということで、今回の上程ということでございます。私からは以上です。

**委員長** ではご質問、ご意見ございますか。

**大蔵委員** 主幹は定員というのはあるのですか。各学校で。

**指導室長** 小学校は主幹2名、中学校は主幹3名、それから養護学校につきましては、主幹5名というような定数がございます。

**大蔵委員** 第6条の3のいちばん最初、「特別の事情のある場合は主幹を置かないことができる」というのは、3人とも置かないことができるということですか。それとも1人か、2人欠けてもいいということなのですか。

**指導室長** ここの部分については、将来的にこの制度が完備されたというときに、また必要数を置くというようなときには主任以外のところで主幹ができるというようなことが1つございます。

それから教諭または養護教諭をもって主幹ということですので、養護教諭主任と、保健主任というようなことをやっている場合等、ほかの主任とを兼ねないで主幹になると。そういう意味のことでございます。

**大蔵委員** 主幹の校務の範囲は校長が決定するのですが、主幹を任命するのは誰ですか。

**指導室長** 主幹の任命は選考で都教委がやりますので、任命権者は東京都です。

**教育長** いまの話の続きで聞きたいのですが、主幹制度が新たに特2級ということで設定し、東京都の選考によるということと承りましたが、小学校2名あるいは中学校3名の定数ということですが、この主幹を例えば生活指導に当てるのか、教務に関することに当てるのか、図書に関することに当てるのかという、選考結果として、都が任命権者として主幹を任命すれば、その内容については各学校の校長が何の職員に当てるということで指示するというふうに考えていいのでしょうか。

**指導室長** 小学校の例を挙げますと、教務主任と生活指導主任のところで主幹を考えると、兼務す

るということになっておりますので、どなたがその教務、生活か。ここの部分については、校長の具申によって決まるものでございます。

**委員長** これは来年度から施行するのですか。

**指導室長** 平成 15 年度からです。

**教育長** それから選考ですが、校長試験とか教頭試験とか、いまは A 選考・ B 選考という形で都が選考するわけですが、その選考というのはあくまでもご本人の意思表示ですよね。前提として、受けたいという、あるいは受験をするという行為がなければということになるのだろうと思うのですが、主幹職は人数がかなり複数ですから、新たに多くなるのですが、教員の受けたいという意思表示がない場合、少ない場合とか、そういうことは想定していませんか。

**指導室長** いま教育長のおっしゃることは今後懸念されるどころあるかと思えます。ただ、私どもとしましては、やはり学校の人材を育成するという視点からは、やはりこの視点が非常に大事であるということで、校長等にも働きかけ、主幹要員を育成していくということが務めであると考えています。ただ、いまお尋ねのそういう学校等が今後どういうふうな経緯になるかは、やはり東京都全体が把握しながら、主幹制を張れる状況を整備していくのかなと考えています。ただ、現状としては、どのぐらいの状況になるかというのは非常に難しい把握の部分ではないかと考えております。

**教育長** いい意味で教員の仲間の中で積極的にリーダーシップをとるような方が、現実にも教務主任とか生活主任にいらっしゃるわけですから、そういう方が主幹という形で積極的に位置付けをし、それなりの対応もし、しかも、みんなを引っ張っていくような原動力になっていくというような意味では、この制度はいい制度ではないかと思っているのですけれど、そういった意欲が繋がっていかないと、この主幹制度も絵に描いた餅になってしまいかねませんので、まだこれから立ち上げるわけですが、魅力のある組織にしていく必要もあるのかなと。最近、都や区の管理職受験者も年々減っているということも聞いておりますので、魅力あるポストであるような努力も併せて必要なのかなと、こんなふうに思います。これは意見でございます。

もう 1 つ伺いますが、主幹制度は教務主任や生活主任を事実上は兼ねますよね。現在の教務主任や生活主任は受験をしないで、若手が受験をして選考に合格する。そういうことになると、先輩である主任とのバランスがどうなのかなという心配をしないでもないのですが、そういうこともあり得るわけですか。

**指導室長** 選考によって主幹職が決まるということですので、当然それはあり得ることだと思います。

**委員長** ほかにございますか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、議案第 50 号については、原案のとおり了承いたします。

続きまして日程第 2、議案第 51 号「杉並区教育委員会事務局総括係長の呼称に関する規程」を上程、審議いたします。庶務課長から説明をお願いします。

**庶務課長** 議案第 51 号「杉並区教育委員会事務局総括係長の呼称に関する規程」について説明いたします。まず提案理由のところを見ていただきたいと思います。総括係長の呼称について課長代理等の名称を称することができることとするため、規程を制定する必要があるということでございます。区長部局においては総括係長の呼称を、もう既に各課の庶務担当係長を課長代理とするというようなところで、整備を行っております。それに合わせて教育委員会事務局のほうでも呼称を合わせるということでの規程の改正でございます。この中で附則のところ平成 14 年 4 月 〇〇日ということで日付が入っておりませんが、今日議決をいただければ、公布した日から施行するというので考えておまして、そのときに日付を入れたいと考えております。同年 4 月 1 日から適用するという事です。以上です。

**委員長** ではご質問、ご意見ございますか。

**教育長** これからは係長で、従来の総括係長をお呼びするときには「課長代理の〇〇さん」とか「課長代理はいらっしゃいますか」という言い方になるということではないのですか。

**庶務課長** それぞれ職場によって違うと思いますが、例えば名刺などに表記する際には規程の改正ということになりますと、当然「課長代理」ということになるかと思いますが、呼び方をどうするかについては、それぞれ職場によって異なるかと思っております。

**教育長** でも例えばですが、庶務課長は参事でしょう、教育委員会は参事ですね。参事と呼ぶのが普通だろうと思うので、課長代理と呼ぶのが妥当なのか。呼び方というのは慣習の部分もあるから。

**宮坂委員** 4 月から総括係長という呼称はなくなりますよね。

**庶務課長** こうした名称変更をする際に、まず区民から見てわかりやすさということで、係長の中でも主査というような言い方をしているのがあったわけですが、それらについては「担当係長」というような言い方をし、それから従来の係長の部分については「〇〇係係長」というようなことでやっていたわけですが、今回課長代理の部分については、課の庶務担当係長が「課長代理」ということで、当然課の中で課長がいないときなどに誰が責任をもって対応をするのか、ということをはっきりさせておくというようなことがございますので、そういったことも含めて「課長代理」ということですので課には 1 人しか課長代理というのはいないということになります。

**委員長** ほかにございますか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

では、議案第 51 号については、原案のとおり了承いたします。以上で議案の審議を終わります。

報告事項に移らせていただきます。最初に 2 件を学務課長から、1 点目は「今後の移動教室の実施方法について」。2 点目が「杉並区心身障害教育の今後のあり方を考える検討会の設置について」ということでございます。どうぞよろしく申し上げます。

**学務課長** それでは私のほうから 2 件続けてご報告させていただきます。まず初めは、「今後の移動教室の実施方法について」でございます。お手元の資料のほうをご覧ください。移動教室の宿泊場所としておりました区立の校外施設、菅平学園並びに富士学園、弓ヶ浜学園につきましては廃止ないしは民営化ということで関係条例の廃止を既にしたところでございます。これを受けまして 14 年度以降の移動教室については、お手元にお配りした資料の方針に沿って実施したいと考えております。

まず小学校のほうの移動教室ですが、13 年度までと同様に新たに民営化しまして、名称は「富士学園・弓ヶ浜クラブ」というふうに説明書を業者のほうでしたところでございます。当該民営管理施設を利用して、従来どおりの内容で移動教室を実施してまいる考えでございます。

ただ、宿泊場所としておりました校外施設が民営化に伴い、民間のホテルと同様になったことに伴いまして、いくつかの変更点がございます。まず 1 番目ですが、施設の利用については民間のホテルと同様ということで、2 校合同実施を増やすことにより、効率的な利用を図るとともに、実施の時期についても比較的穏やかな時期に実施できるように変更してまいる考えでございます。

また、食事の関係でございますが、食物アレルギーの対応など個別的な指導が必要な部分につきましては、今後は施設と学校側との間で必要なやりとりを行い、適切な対応がとれるような仕組みにしていく考えでございます。また、民間のホテルと同様ということですので、施設については定員利用など所要の効率化に努めてまいりたいと考えております。

また 2 点目ですが、先般策定されました教育改革アクションプランの中で、移動教室の実施内容の充実も計画項目の 1 つに掲げたところです。14 年度につきましては、このアクションプランに基づき、弓ヶ浜クラブにおきまして 5、6 年生の合同による移動教室を試行として実施する予定でございまして、14 年度は久我山小学校、富士見丘小学校 2 校で、異学年合同の移動教室を実施する予定でございます。

15 年度以降につきましては、14 年度の試行の結果などを踏まえまして借受者、あるいは校長会のほうとも十分な協議を踏まえて対応してまいる考えでございます。

3 番目、保護者負担の関係でございますが、今年度は前年度までと同様の保護者負担で負担分

は変更いたしません。また 15 年度以降につきましても、宿泊料については毎年度借受者との協議という手順を踏んで決めていく考えですが、保護者負担については、現行の負担額を基本に対応してまいる考えでございます。

次に、菅平学園の関係で中学校の移動教室ですが、これまで議案に関連してご説明してまいりましたとおり、今年度については従来と同様、教育委員会が施設の管理を引き受けて従来どおりの方法で運営してまいりますので、移動教室についても従来どおりの内容で1月から3月にかけて実施する予定でございます。

15 年度以降につきましても菅平学園の廃止に伴い、当面 3 年程度は菅平高原の民間ホテル等の宿泊施設を利用して実施してまいることとなりますので、これに伴い、いくつか変更点がございます。1 番目が菅平高原のほうで移動教室を実施する際の内容や時期については、それぞれの学校側の自主的な判断により決定していくという考え方でありますが、当面 15 年度については、学校側との話し合いの下で、従来どおりスキー教室を中心とした日程で、既に民間のホテルなど、各学校が直に実踏等で確認したうえで予約を、教育委員会のほうで集約して、地元と取り交わしているところでございます。

宿泊施設の選定については、いま申し上げたとおりのやり方で実施してまいります。これに対応した事前の実地踏査の方法も変更してまいる考えでございます。また、保護者負担の関係でございますが、現行の保護者負担などについては、今後料金を含めて地元の関係団体、真田町との協議などもございますけれども、あくまで現行を基本に対応してまいる考えでございます。

3 年程度菅平高原を利用した移動教室ということにしてありますが、3 年以降の移動教室については、場所、あるいは実施の時期を含め、教室のあり方、全体の見直しも当然してまいる予定でございます。15 年度中に校長会とも検討をし、保護者の皆さんからも十分ご意見などを頂戴し、踏まえたうえで改めて決定してまいりたいと考えております。

心障学級、養護学校は従来合同で移動教室を実施してまいりましたが、14 年度はこれまでと同様の内容で実施をします。また、今後の心障・養護合同の移動教室については、関係協議会、校長会の皆様と十分意見交換を図りながら実施してまいりたいと考えておりますが、当然ながら学園の廃止ということですので、菅平高原以外も視野に入れた見直しという中で実施方針を定めてまいりたいと考えております。これらの実施方法については、今後校長会、あるいは P T A の協議会などにもおじゃまして、保護者の皆様への周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、「杉並区心身障害教育の今後のあり方を考える検討会の設置について」という件についてご報告いたします。国のほうでも特殊教育については、平成 13 年 1 月に、当初の文部省のほうに



設置しておりました、協力者会議のほうで「21世紀の特殊教育のあり方」について最終報告が提出されまして、基本的に社会のノーマライゼーションの進展、あるいは障害の重度重複化というような、いろいろな動きの中で今後の特殊教育のあり方についての提言がなされたところがございます。これを受けまして必要な制度の見直し、施設の充実・改善などを文部科学省のほうで現在進めておまして、最終提言報告を踏まえて、さらに具体的ないくつかの項目について検討を進めるため、昨年の10月には、特別心障教育のあり方についての学識経験者などからなる、調査研究協力者会議を文部科学省のほうで設置して、今年の秋に向けて議論をしているという状況がございます。

一方、こういう中で杉並区の心障教育の現場におきましても、済美養護学校については、近年児童生徒数が増加傾向にありまして、これに伴って施設が非常に狭隘化しているという現状がございます。また、一方で心障学級、あるいは通常学級のほうにおきましても、個別的な教育ニーズへの対応と、適切な就学というもののバランス、あるいは13年度から通常学級へも介助員を新たに配置して、2年目の年度を迎える状況ですが、こういった新しい段階を踏まえて、より適切な学級運営なども大きな課題になっております。

そういった点から国の動き、あるいは杉並区の心障教育、養護学級の運営を含めたあり方など、さまざまな課題などを改めて整理し、中長期の展望の下で当面の対応策と共に、基本的な方針を改めて検討してまいりたいということから、今回この検討会を設置するものでございます。検討事項は記載のとおり心障教育に係わる基本的な事項を中心に検討してまいる予定でございます。構成メンバー、座長につきましては、記載のとおり教育委員会事務局次長を座長にして、教育委員会並びに心障教育に係わりのある方々にメンバーになっていただいて、今年4月に立ち上げて年内を目途に検討の結果をまとめてまいりたいと考えております。そして可能なものから15年度以降に具体化を図ってまいる考えでございます。以上でございます。

**委員長** では最初に「今後の移動教室の実施方法について」ということでご質問、ご意見がございましたらお願いします。

**安本委員** 民間ホテルと同様になったことに伴うという、この民間ホテルというのがよくわかりませんが、前の施設といまの施設がどういうふうに変ったのか。鍵の問題とかあるのですけれども、そのことが1つ。

それから現在2校合同実施をいまどのぐらいの学校の数があるのか。これをいくつぐらいにするつもりでしょうか。2校合同で行きまして、全く交流もなく、2階と1階に分かれて全く交流もないということが、よく聞かれるのですが、これに関しては、例えば、実施内容の充実を図るという意味でも、少しそういうことを学校側にもご指導になるおつもりはあるのか。要するに交

流するよというよ、折角の機会ですのでそういうこと。

それから実施内容の充実ということは、具体的にはどういったことを考えていらっしゃるのか。それから中学の場合は、これを読むと前にもお話を伺ったのですが、スキーに限らず3年後にはスキーでない場合も、場所や時期等を含めて、全体の実施方法を見直すということもあるかもしれないということなのですが、小学校の場合はあくまでも弓ヶ浜と富士学園というふうにお考えでしょうか。自由に学校が選べると、ほかの所でやるということはできることなのかどうかということをお伺いしたいと思います。

**学務課長** それでは順を追って説明させていただきます。まず、資料に記載の民間ホテルと同様という趣旨ですが、これは従来直営で区が設置しておりました校外施設に代えて、あくまで土地建物を貸し付けて、民間事業者の責任の下で経営していただくというふうな、枠組が変わりました。基本的に民間ホテルと同様に経営していただくという趣旨がこの文言の意味合いでございます。従って採算を含めて、経営責任はあくまで事業者のほうということでございまして、赤字の補填等は行政のほうで一切せず、事業者の実質的な責任の下で対応するという意味合いでございます。

それで、民間ホテル、施設設備的な部分で言えば、これまでも説明しているとおりの民営化に伴ってリニューアル工事なども現在してございまして、ただ抜本的に大幅に施設のグレードアップというようなことは、区が認める範囲で、区がお金を払ってリニューアル工事をしていただくということですので、例えばトイレだとか、あるいは空調設備、こういった点を中心に、あるいは畳等々の設備が中心になってございまして、大幅にリニューアルというところまではいかない内容で現在工事を進めております。ただ、基本的な運営は業者の責任の下ですから、当然鍵を含めて、業者が責任をもって運営をしていくという状況になっております。

それから小学校の移動教室の2校合同実施ですが、これは前年度も校外施設利用の効率化ということで、既に学校側の協力をいただきながら実施しているところですが、実績で申し上げますと、前年度富士学園のほうは5組10校、それから弓ヶ浜学園も同様5組10校という状況です。14年度については富士学園が16組32校で、弓ヶ浜学園が15組30校という状況になっています。この合同実施に至る業者との話し合いの過程で、業者のほうでは、できるだけ一般利用なども、積極的に予約を確保していきたいということで、移動教室との兼ね合いでそういう枠を多く供給していきたいというようなことがありまして、当初は、土日を含めて移動教室期間を設定できないかという申し入れもございましたが、学校側等とも話し合いの中で土日は避けて、平日の中で実施できるようにするという中から2校合同実施で、先ほど申し上げたような組み合わせコースというふうな状況になったという経過がございます。

2校合同実施で具体的な交流など、どういった工夫があるのかといったお話でございまして、

これはまだ、実際学校ごとでどういった試みがされるか把握しておりませんが、今後來週にも説明会などを予定していますので、そういったおりに2校合同に至る経過を含めて積極的な交流を図ったような内容で実施いただくようお願いしてまいりたいと考えています。

それから菅平につきましては、先ほどご説明したとおり場所、時期については3年度程度は菅平高原を利用してということで、それ以降については直営から民間施設を利用して、新たに財政フレームの見通しが立ってまいりますので、新しいフレームの中で学校の自主的な判断、保護者との話し合いの下で菅平以外の場所を選んで、自主的に予約を含めて対応をしていただく。いわゆる修学旅行形式のようなやり方で、各校が特色ある移動教室を実施するというような方向をめざしてまいりたいと考えております。

小学校のほうについては、非常に大きな問題がございます。どういう問題かと言いますと、今回民営化した弓ヶ浜学園と富士学園については、プロポーザル方式で提案いただいて、業者を選定したわけですが、業者のほうの提案の前提として移動教室の利用、年間このぐらい利用があるという前提で収支の見通しを立てて提案されていますので、大口の顧客である移動教室が、歯抜けのようにどんどんなくなってしまうと、採算自体がとれない。それでなくても移動教室のためにつくった校外施設ですので、一般のホテル、旅館とは施設設備の面でかなり格差がございます。共同利用のための部屋の間取り、施設設備を含めて、なかなか通常のホテルと競争をして採算を立てるとするのは厳しい状況がございますので、民営化という新しい政策転換をしたわけですが、いま申し上げた事情から、小学校については中学と異なり、引き続き新たに富士学園、弓ヶ浜クラブと命名した施設を使って中身で勝負ということで、移動教室の内容を工夫できればと考えております。今後2校合同実施が増えれば交流の工夫であるとか、異学年で同じ学校の5年生、6年生が利用する場合の移動教室の内容の工夫なども、それぞれ学校側に期待してまいりたい部分もがございますので、その辺の中身でよりよいものを実施できればと、そういった支援をしてまいりたいというふうと考えております。

**委員長** いかがですか。

**安本委員** よくわかりました。

**委員長** ほかにございますか。

**教育長** 23区では、こういった移動教室スタイルというのは最近の傾向として杉並区と似たような傾向なのか、かなり変わったやり方があるのか。近隣だけでいいのですが、もしご存じでしたら伺います。

**学務課長** 申し訳ありません。詳しい状況はわからないのですが、まず民営化というのをやっているのは杉並区が今回初めてで、全国的にも珍しいと言いますか、いま国を挙げて民営化というこ

とが話題となっておりますが、初めての取り組みかと思えます。移動教室の実施内容につきましては、少子化という大きなトレンドの中でさまざまな工夫が行われていると推測はするのですが、異学年合同というのを含めてどういった状況か、申し訳ありませんが手元に資料がございません。

**教育長** いままでの流れとしては原則的には各区とも自前施設を持っていて、移動教室を実施しているというのが一般的なケースと見てよろしいでしょうか。

**学務課長** そのとおりでございます。

**委員長** よろしいでしょうか。ほかにございませんでしたら、次に移らせていただきます。

2番目に「杉並区心身障害教育の今後のあり方を考える検討会の設置について」、資料に基づいてご説明ありましたので、よろしく申し上げます。

**教育長** 素朴なことを聞いて恐縮なのですが、区立の養護学校は23区中、知的障害に関しては杉並区だけですが、都の養護学校は数が少ないし、事実上補完していると言ってもよろしいかと思えますが、一方で大変人気があって、他区から居住地まで移して杉並の養護学校に入りたいということではいらしている方もたくさんいらっしゃるというのですが、そういった意味で杉並区の果たしている役割というのは、区単独というよりも、周辺地域に対してもそういう体制をつくっていると言ってもよろしいかと思えますが、そのことについての都からの支援というのは具体的に何か、どんな支援がいまあって、あるいはこれから期待できるのか。

**学務課長** 知的障害の子どもたちの養護学校を、区独自で設置したのは杉並区だけでございます。

そういった意味で検討事項の課題の1つに掲げておりますが、都立の養護と区立の養護。それぞれ杉並区の済美養護の果たしている役割はいま教育長がご指摘なされたとおりでございます。身近な、地域に密着した養護学校、しかも通学バスなど、きめ細かに循環していただくというような状況から、非常に評価を高くいただいているところでございます。養護学校の人的な部分では教頭の過配というようなことで、今年もお認めいただいたという部分がございます。また、今後この検討会の中でそういった都立との連携をどのように果たすべきか、大きな課題というふうに捕らえて議論をしてみたいと。その結果に基づいて都のほうに要望するべき点があれば、要望してみたいと考えております。

**教育長** ぜひともその点、よろしく申し上げます。

**大蔵委員** 心障学級というのは、小学校、中学校の中にどれぐらいあるのですか。

**学務課長** 知的障害の子どもたちを受け入れる学級ですが、小学校が9校、中学校が3校ということです。これ以外に通級指導ということで、普段は普通の学校で、週何回かは通級で通う学級を設置した学校もございまして、小学校が9校、それに健康学園が西田小を原籍校として、特殊学級の位置付けで設けていますので、それも含めると小学校が10校、それから中学校が2校とい

うことです。

**大蔵委員** その学校、例えば9校か10校か、通級指導の学校9校のうち、心障学級は1年生から6年生まで全部学級があるということですか。

**学務課長** そうです。

**大蔵委員** 設置している学校の全学年にあると。

**学務課長** ええ。混ぜていますけれどね、学級。お子様は1年生から6年生までで希望される方。学級としては一緒になって学んでいるということです。

**大蔵委員** 学年によっては、いない学年もあるでしょうからね。

**学務課長** そうなのは心障学級によって、状況は異なりますけれども。

**大蔵委員** その9校というのは、もう1つ聞きますと、済美養護よりも遠い場所のところに多いということですか。

**学務課長** 役割分担としましては、済美養護学校は中重度の知的な発達の遅れのお子さんを受け入れている学校で、心障学級については、それよりも少し障害の程度が軽いお子さんを受け入れているという役割分担が基本のございます。

**委員長** このメンバーは行政だけですね。だから、今後どのようにこれを発展させていくのか、例えば学識経験者であるとか、保護者だとか、そういうところが抜けているから、もう1段階というか、違う種類のものも必要だと思います。だから、これは行政としてのまとめとして意義があると思うんですね。その辺の限界を知っておいたほうがいいかな、という気がしますね。ほかにございますか。よろしいですか。では、次に進めさせていただきます。3点目が教育委員会後援名義の使用承認について。4点目が杉並区文化財保護指導員の委嘱について。社会教育スポーツ課長、お願いします。

**社会教育スポーツ課長** それでは私のほうから、まず3点目の教育委員会後援名義使用承認についてご報告します。お手元の資料をご覧くださいと思います。承認一覧ですけれども、まず件数のほうです。社会教育スポーツ課のほうは3月分で、定例が22件、新規が7件、共催が2件、後援が27件です。それから社会教育センターの分が、定例が17件、新規が1件、共催が18件、後援が0件。それから庶務課の関係ですと、定例が1件、新規が0件、共催が0件、後援が1件ということで、資料のいちばん最後の頁にございますように、3月分の合計、定例が40件、新規が8件、そのうち共催が20件、後援が28件ということになっています。4月から3月分、平成13年度の合計ですけれども、昨年度との比較でその右にございます。今年度は定例ですと396件、昨年度に比べまして49件少ないという状況です。それから新規が44件、昨年度より1件少ないという状況です。それから共催後援の内訳ですけれども、今年度の共催は222件、昨年度より31

件減。それから後援が 218 件、昨年度に比較しまして 19 件の減ということになっています。

次に、新規の中の後援等についてご説明をしたいと思います。まず 1 ページ目、社会教育スポーツ課関連で 7 件ございます。まず No. 2、新規後援。ボーイスカウト杉並 7 団の行う「スカウト祭り」です。こちらは高井戸区民センター広場を会場にして、高井戸を中心とした小学校、高井戸小、高井戸東小、高二小、高三小、久我山小、富士見ヶ丘小、浜田山小、それから幼稚園年長組を対象にしてゲーム大会等を開催するという事です。対象者は小学生 1、2 年、幼稚園、保育園の年長組ということ。入場料等の徴収はございません。

それから No. 3 ですが、この事業はあしたの会運営委員会です。事業名については、「アイラブフレンズ上映会と中途障害者の活動を励ますつどい」ということで、これは杉並公会堂ホールを使って行います。この映画は、障害者と健常者が共に支え合って明るく生きる、ということがテーマの映画です。内容については、この映画の上映と、それから作品展示、模擬店の販売ということになっています。対象者は区民一般で、入場料の徴収については大人が 1,300 円、子どもが 1,000 円ということになっています。

それから No. 6 ですが、日本ボーイスカウト東京連盟杉並第 6 団が行う「親子デイキャンプ」こちらが桃井第三小学校を会場にして、ゲームやクッキングということで行います。対象者は一般募集参加者ということ。入場料等の徴収はございません。

次に 11 番の新規後援、ボーイスカウト杉並第 12 団、こちらでボーイスカウトの 1 日体験ということ。こちらが阿佐谷の神明宮で行うということ。内容としましてはゲーム、工作、お好み焼き作りを行うということ。対象者は小学生、幼稚園児、保育園児等ということ。入場料等の徴収はございません。

それから、12 の新規後援、フィロムジカ室内管弦楽団が行う第 16 回定期演奏会、杉並公会堂で行う予定です。こちらの内容は管弦楽曲の演奏ということ。曲目はベートーベンの交響曲第 5 番「運命」ほか。区内の小中学生は入場料を無料とするということ。その他対象者は一般区民、大人については入場料 500 円ということになっています。

それから No. 13、新規後援、日本民謡民友会、日本民謡民友会の 25 周年記念チャリティー民謡大会ということ。こちらは勤労福祉会館を使って行くと。チャリティーコンサートということで、交通遺児の方々に対して収益したお金を寄付するという事です。内容としては古典芸能、日本民謡、日本舞踊、三味線、尺八等の演奏ということになっています。対象者は一般区民の方々に、入場料等の徴収はございません。

それから No. 14、その下ですが、新規後援。日本ボーイスカウト東京連盟杉並第 11 団が行う、「親子で楽しむアウトドア教室」。カトリック下井草教会、こちらは公立学校の週 5 日制というこ

とも意識して行う行事ということで、土曜日に行う、4月20日に予定されています。内容としては野外炊事、焚き火の体験、それから自然観察、テント体験ということで、対象者は小学校1年から3年の親子。入場料等につきましては、参加費と言うのでしょうか、大人が100円、子どもが100円ということになっています。私のほうの新規については以上です。

**社会教育センター所長** それでは社会教育センター分について、ご説明します。3ページ目のNo.13、新規共催です。杉並の環境をよくする会学習会「ビオトープづくりを始めませんか」、会場はリサイクル広場高井戸、高井戸社会教育会館ほかです。ビオトープの企画、造成、維持管理に関わる人材育成とネットワークづくりを目的に開催するものです。以上です。

**社会教育スポーツ課長** それでは続きまして、杉並区文化財保護指導員の委嘱についてですが、お手元に第11期杉並区文化財保護指導員名簿を配付させていただきました。今回、委嘱期間については、平成14年4月1日から2年間、平成16年3月31日までです。指導員の方については記載の7名でして、全員再任ということです。この指導員の身分については、杉並区教育委員会の非常勤の職員ということになっています。報酬のほうは年額3万3,000円ということで、やっています。この指導員につきましては、区内の文化財について、その所在や保存状況を調査するというのと、文化財保護のための指導と巡回をしていただいて、何かの中で壊れているとか、そういったものがあつた場合には、連絡をしていただくというようなことで、役割をしていただいているものです。以上です。

**委員長** では、最初に3番の後援名義の使用承認についてということで、ご質問やご意見を願います。

**大蔵委員** それで、私もびっくりしたのは、ボーイスカウトがたくさん出てくる。突然ボーイスカウトがこんなに出てくるのは、どうしてかわかりません。そのあたり、やはり学校が5日制に完全になるためですか。

**社会教育スポーツ課長** 従来から行っていた活動ということはあると思いますけれども、やはり週5日制ということ意識しての、対象者といいますか、そういったものも多分にあるのではないかと考えています。

**大蔵委員** ここで新規が4つも出てくるというのは、これは第7団、第6団、第11団、第12団だから、その他にも第1団からずっとあるのしょうから、それは昔からやっていたのかもしれませんが、4つも並んで新規が出るというのはびっくりしました。

**教育長** 私どものアクションプランの中でもいろいろ土曜日に立ち上げしておりますけれども、こういう形で社会的な活動をしている諸団体が、子どもたちに向けていろいろな場を作ってくださいというのは、私としては大変ありがたいことだと思っています。たぶんそういう意識で、た

またま今回はボーイスカウトが多かったのですけれども、ではなかろうかと思えますね。

**大蔵委員** でも、この第7団の2番目のところなんかは、3月17日というのはやはり土曜日ですか。ほかは全部、土曜と日曜なのですけれどね。

**安本委員** 3月17日は日曜日です。4月20日以外は全部日曜日です。

**大蔵委員** だから、土曜日が新たに休みになったからということではないですね。もちろん2日休みになるから、日曜日も使いやすいということはありません。

**教育長** 今後こういう動きが出てくるのかな、という気はしますね。

**委員長** 先ほどご説明の中で、小中学生は無料だという演奏会の話がありましたね。こういうのは、すごく望ましい傾向だと思うんですよね。週休2日になって、それに関して子どもたちはタダにすると。子ども優先でプログラムを組むというか、そういう社会になると思うのですよね。美術館だとか博物館なんかは、みんなタダにするというかね。原則として。だから、区が後援する条件として、そういうのを言うわけにはいかないけれど、何かやんわりそういう風潮に持っていくということも大事だと思うんですよね。今後、東京都がどんな態度をとっていくのか知らないけれど、やはり東京都の管轄というのは大体みんなタダにするとか、そういうことをすべきだと思うんですよね。まあ、区は案外少ないですよ。区立のそういったものというのは。東京都がやると、すごくインパクトが出てくると思います。

**社会教育スポーツ課長** 今回のも区内の小中学生というように限ってありまして、区外については有料、500円ということになるようです。ですから都という、より大きな単位でやれば、それだけ確かに委員長がおっしゃるような形で、インパクトを大きくアピールできるのではないかと思います。

**委員長** 機会を見て、それは別の形でね。これは、こういう名義で話をしているわけだけれど、また別の形で区のほうが都にアピールするとか、何かそういうことが、必要だと思うんです。では、後援名義のほうはよろしいですか。では4点目に移ります。

**宮坂委員** 基礎的なことなのですが、いま指導員の名簿に載っているのは再任ということなのですが、ここに載っている人だけがどうこうということではないのですが、通常こういう指導員の選定というのですか。自薦なのか、あるいは何か、どこからか推薦みたいなのがあるのかどうか。それと、これは前に私、ちょっと言ったのですが、後援会の承認をする場合も、何か選定する基準があるのか、今回こういうグループがこういう活動をするから、これを教育委員会として後援してくれ、あるいは共催になってくれという、そういうのを選定する、何か機関、あるいは誰が決めるのか、基準みたいなものがあるのか、もしあったら教えていただきたいのですけれど。

**社会教育スポーツ課長** まず1点目の文化財保護指導員の関係ですけれども、これの選任方法につ



いては、区のほうで、郷土史家であるとか、それから古文書等を有する、そういった地元の旧家の方、こういった方から選任を区のほうでしているという形になっています。ただ、これはなかなか今後の課題というような形にもなると思うのですけれども、昭和 57 年の 4 月にこの保護指導員という形でできたわけですが、こちらのほうは定数が 21 名ということで発足したわけです。その前は、この文化財の調査の協力員ということになっていまして、この指導員という形になったときに切り替わって、引き継ぎになっていただいたということです。この役割というのが今日的な意味で、いろいろとどうなのかというようなこともございますので、この辺りは今後また検討していかなければいけないのではないかと思います。現在の状況はそういった基準で、区のほうで選んできたということです。

もう 1 点の後援共催の名義使用の件ですが、これは教育委員会のほうで名義使用の事務取扱要綱ということで定めていまして、こちらのほうでいくつか共催、後援、それから協賛と 3 種類の中で、それぞれの基準を示しています。共催については、教育委員会と密接な関係を有する事業。それから委員会以外の団体と委員会が合同で実施する、そういった場合に、委員会の名義の使用を承認しているということです。それから後援については、主催者が行う事業に委員会のほうで協力していくというところで、委員会名義の使用を承認するという形になっています。このほかに協賛ということで、その趣旨に賛同を委員会がするというようなことでの協賛という形がございます。この使用の基準に基づき、いま受付の窓口が何箇所もあるわけですが、そちらのほうの事業の趣旨と照らし合わせて、各課が受け付けて、教育長決裁でこの使用承認をしているということです。

**委員長** よろしいですか。

5 番目の杉並区立図書館の特別整理に伴う臨時休館について、図書館の次長からお願いします。

**中央図書館次長** それでは私のほうから、区立図書館の臨時休館についてご報告申し上げます。内容は特別整理、蔵書点検等のためなのですけれども、下井草図書館の 5 月 14 日を皮切りに、1 週ずつずらして、永福図書館の 7 月 12 日が最後になっています。中身については、火曜日から金曜日までの 4 日間、すべて 4 日間となっています。中央図書館と宮前図書館はこの名簿に入っておりませんが、工事が入るために今後営繕課と協議をして、後日実施したいと考えております。周知方法については、5 月 1 日以後の『広報すぎなみ』に掲載予定です。また、4 月 2 日付の杉並区教育委員会の告示で周知しています。以上です。

**委員長** では、ご質問やご意見をお願いします。

**教育長** この蔵書点検のときに、この前新聞に出ていた、どこかの市でかなりの冊数の本が不心得な利用者によって戻ってこないというようなことが。ある市の話ですが、それがかなりの

額だという記憶があるのですが、この特別整理のときにはそういった点検が当然できるというように考えてよろしいのですか。

**中央図書館次長** この蔵書点検のときには、すべての本をリストで確認をします。ある本、ない本、すべてそのときにチェックできますので、その数というのもこの特別整理の期間で把握できるシステムになっています。

**教育長** 最近の傾向がもしおわかりでしたら。つまり比較的最近は、そういうことの件数はもう減って、それほど大きな被害はありませんということなのか、どうですかね。状況がもしおわかりでしたら。

**中央図書館次長** いま手元に資料がないのですけれども、最近の傾向として、特に今年と昨年が、あまり顕著に減ってきたという傾向にはなっていません。ただ、中央図書館が3年ぐらい前にBDS（ブック・ディテクション・システム）とあって、盗難防止装置なのですけれども、それを入れて、その後やはり若干少なくなってきたというような傾向はございます。

**教育長** いま、たしかブザーが鳴る仕組みになっていますよね。そういう意味ではチェック機能が働くということですね。

**大蔵委員** 鉄の棒を入れているのですね、後ろに。だけど駄目なのですよ。

**教育長** 駄目ですか。

**大蔵委員** ええ、窓から投げるのがいるのです。窓から投げて、外から拾うのです。

**中央図書館次長** 完全にBDS装置が付いていても、そのようにやる場合があるというのは聞いています。都立図書館など、何かそのような話は聞いたことがあります。

**大蔵委員** もちろんベストセラーのような安い本はないのですけれども、割合高い本で、手に入れにくい本を、そうやってやる例があるのです。だから、それはもう防止の方法がありません。もうモラルの問題ですからね。それから、ページの切り取りなんていうのはたくさんありますから。私はその度に見付けると、図書館の人に言います。そしたら何か附箋を貼ったりしていますけれども、しかし切り取られたものは戻ってきませんから。

**中央図書館次長** それにつきましても、図書館の中でもずいぶん頭を悩ませているのですけれども、一度中央図書館でも切り取られたり、いたずら書きされたり、いろいろな本を集中して集めまして、利用者のモラルに訴えることをやりたいなというようには考えています。

**大蔵委員** なるほどね。切り取っているページは、1ページか2ページですよ。そうすると、いま10円でコピーできますからね。だから、10円か20円出せばそのページを取れるのです。そのために切り取ってしまうというのは、ちょっと神経がわかりませんね。それから、線を引いてあるのもたくさんあります。

**教育長** この際、参考までに聞きたいのですが、貸し出し率というのは年々高まっているのですか。  
区民一人当たりの貸し出し状況というのは、毎年右肩上がりですか。

**中央図書館次長** それで、昨年、一昨年ぐらいから若干減る傾向にあります。

**教育長** 減る傾向ですか。

**中央図書館次長** はい。貸し出し冊数、利用者数が。

**教育長** 読書離れが子どもだけではないということですかね。

**中央図書館次長** これは全国的にそうなのか、はたまた杉並だけなのか、はっきりわかりませんが、おそらく全国的な傾向ではないかと思われま。ただ、周辺区でもすべてが減る傾向にあるというわけではないようです。

**大蔵委員** 私は文芸家協会の会員なのですが、文芸家協会ではもう図書館の拡充に反対なので、図書館がどんどん建ってしまうから本が売れない。特に読みそうな本は、図書館が1つで10冊買ったりしますから。だから、すごいベストセラーはみんな買うでしょうけれども、その中間のところの本だけで食べていく作家というのには、非常に障害がある。

**教育長** そういう協会では、図書館そのものを否定しているわけではないのでしょうか。

**大蔵委員** 否定しているわけではありませんけれども、とにかくそのウェイティングが長いからどんどん買うという、そのサービス精神がどこかで逆に間違っているのではないかと。だから、もちろん図書館がある一定の数はいいいですが、1つの図書館が10冊ずつも買うとかですね、それは、ちょっと異常ではないかと。むしろ待つのが嫌なら、その人本人が買えばいいのであって、待っても安く読みたいという人は、ウェイティングが仮に1年あっても、書物の寿命はそんなに短いものではないから、待たせてもいいのではないかと。だから、図書館のサービスというのはいかにあるべきかについて、作家と、本を出す側と、図書館を運営する側の考えの違いがあるのではないかとという意見が非常に強いですね。

**中央図書館次長** 最近、確かにいろいろな雑誌等で、図書館は貸本屋かというような記事もありますし、批判されている部分はあるのですが、図書館側としてはそのところは悩むところで、確かにリクエストがものすごい数ある場合に、ある程度そろえて利用者の要求に応えたいというような面もありますし、そういう批判もあります。なるべく複本につきましてはタイトル数を増やさないということもありますから、数は抑えたいというようには、図書館では考えているのですが、ある程度それも限度はあって、あまりにリクエストが多い場合には買わざるを得ない状況に現在なっております。

**委員長** 練馬の光ヶ丘かな。あそこに練馬の中心というか、中央にありますよね。それで、あそこで調べて統計を示しているのは、我が区はすごく一人当たりの貸し出し数が多いと。全国でも優

位だというようなのを自慢にしていますけれどね。杉並よりもずっと上だと言って。

いろいろな統計上の、何と言うかな、言いにくいけれど、いくらでもできるといったらできますけれど、1回の冊数を増やすとかね。例えば練馬の場合で30冊だとか、何か相当あるのですよね。

杉並は10冊ですよ。

**中央図書館次長** はい。

**委員長** そうというような感じなのがずっとトータルでいけば、かなりの差が出てくるわけですよ。

**中央図書館次長** 確かに委員長がおっしゃるように、練馬区は伸びているのですね。先月も練馬の光ケ丘の図書館に行ったのですが、なぜ練馬が伸びて杉並が減っているのか、ちょっとその辺を探ろうと思って、いま内部でも話し合いをしていたところなのです。蔵書冊数からいっても杉並のほうが多いです、なぜ練馬区が伸びて、杉並が減ってきているのか。人口の増とか、そういう関係もあるのかなというようには思っていたのですが、ちょっとその辺の原因を今後糾明したいと思っています。

**教育長** 図書館の貸し出し数が少ないから、読書量が区民は少ないということとは言えませんよね。だから、それだけで依存してはおかしいと思いますよ。

**大蔵委員** それから図書館の数が、やはり杉並はかなり普及していると思うのですよ。大体15分歩けば図書館に行けますからね。15分以上のところはたぶん、よほど端っこのほうは別かもしれませんけれど、大抵ないと思います。15分で行けると思います。練馬はまだそこまでいっていませんで、20分以上歩かなければ図書館に行けないという地域がたくさんあるのですよ。そういうところの人は、結局やはり借りて、持って帰ってうちで読むのが便利だということになるのですよね。ただ、たぶん30冊なんていうのをしているのも、そういう人が多いからと思うのですよ。だけど杉並の場合は近いですから、だから10冊借りていけば大体それを読んで、また図書館に行ってもそんなに苦痛ではないということなのではないでしょうかね。

私は文芸家協会には、確かにそれはそうだと。だから図書館には、図書館が買ったときには本1冊につき3冊分払ってもらったらよかろうと言っているのですけれどね。

**中央図書館次長** 図書館は本の貸し出しだけではなくて、例えば講演会を行うとか、その他のPRもたくさん事業で行っていますので、PRにこそなれ、足を引っ張っているというようには、あまり図書館のサイドとしては考えていません。

**教育長** あの石井桃子展みたいな展覧会をやると、児童図書の貸し出しなんかは増えるものですか。

**中央図書館次長** 確かにああいふ催し物をやりますと、児童図書全般に影響を与えるかどうかというのはちょっと確認していませんけれども、石井桃子さんの書いた本は貸し出しが増えるというのは確かにあるようです。

**委員長** 図書館も大事な施策で、だから今後どのように持っていくのかというか、あり方というか、その辺もせっかく館長さんが変わられたから、今後、早急にというのではないけれど、まとめられていったらいいのかなと思います。いろいろあやふやな問題がすごくあると思うのですよね。だから、冊数を入れればいいという問題にしても、私は例えば自分で買うのは原則的にいままでなっていたから、そういう目でもって本屋に行って本を見て、それでセクションして買うという感じなのですけど。だから図書館に行くと、何でもかんでもあるのだなというか、ありすぎるのではないかというように、逆に思ってしまうのですよね。これを全部自分で買えといったらえらいことで、ずいぶん無駄遣いが多いなという一面、そういうことも思うわけですよ。だから、やはりその辺の差別化というか、いい意味での差別化というものを、どのように基準化していくのかというのが難しいな、というように思います。総合的に、また検討していただければと思います。

これもちまして第6回を終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。